

和歌山大学家計急変奨学金規程

制 定 平成16年12月24日
法人和歌山大学規程 第 357号
最終改正 令和 5年 6月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学家計急変奨学金（以下「家計急変奨学金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 家計急変奨学金は、学部、学環及び大学院の学生（科目履修生及び研究生を除く。）（以下「学生」という。）で優れた資質をもちながら、学資負担者等の家計急変により修学を継続することが経済的に困難となった学生の学費・生活費を援助することを目的とする。

(資金)

第3条 家計急変奨学金は、次の各号に掲げるものをもって資金とする。

- (1) 寄附金（本学後援会からの寄附金を含む。）
- (2) 本学収入金
- (3) 第1号から生じる果実

(資格等)

第4条 家計急変奨学金に申請できる者は、次のいずれかに該当する学生とする。

- (1) 学資負担者の失職、破産、倒産、病気若しくは死亡等の理由により家計が急変し、修学の継続が困難となった者で授業料免除、日本学生支援機構等の経済的支援を受けられない者。ただし、家計急変の事由が発生してから6ヶ月以内の者
- (2) 学資負担者又は学生が災害救助法を適用された地震・風水害等の被害を受けたことにより家計が急変し、修学の継続が困難となった者。
- (3) 前各号に準ずる者。

(貸与金額等)

第5条 家計急変奨学金は、無利子・貸与制とし、一時金10万円、20万円、30万円より申請者が選択する。

(採用数)

第6条 家計急変奨学金の採用数は、第3条第1項各号で得られた資金の範囲内とする。

(申請)

第7条 家計急変奨学金の申請時期は、年度を通じ随時とし、別紙様式1により必要事項を記載のうえ学長に提出するものとする。

(選考等)

第8条 家計急変奨学金の貸与者の選考については、別に定める選考要領により和歌山大学学生支援委員会において行い、学長が決定する。

(決定等)

第9条 家計急変奨学金の貸与者が決定したときは、別紙様式2により決定者本人に通知する。

2 家計急変奨学金は、貸与決定者本人からの別紙様式3及び別紙様式4の提出があった後に指定する口座に振り込むものとする。

家計急変奨学金規程

(返還方法等)

第10条 家計急変奨学金の返還は、奨学金の交付を受けた翌月から卒業後3年以内の間に、本人の提出した別紙様式4に記載の返還計画に基づき完了するものとする。ただし次の各号の一に該当するときは、直ちに残額の返還を求めることがある。

- (1) 疾病等により成業の見込みがなくなったとき
- (2) 退学・休学したとき
- (3) 本学学則に規定する懲戒等の処分を受けたとき
- (4) 虚偽の申告により不正受給が判明したとき
- (5) その他奨学生として適当でない事実があったとき

(事務)

第11条 家計急変奨学金に関する事務は、学生支援課において行う。

附 則

この規程は、平成16年12月24日から施行する。

附 則 (平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1098号)

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2138号)

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2591号)

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2641号)

この改正規程は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(別紙様式1)

年 月 日

和歌山大学家計急変奨学金申請書

和歌山大学長殿

所属学部等 _____

学生番号 _____

氏名(自署) _____

指導教員等 _____

(※奨学金を申請することは、指導教員等に連絡しておくこと。)

下記のとおり和歌山大学家計急変奨学金を申請します。

1. 申請理由 (別紙も可)

2. 授業料免除・日本学生支援機構等の貸与 (申請) 状況を記入のこと。

3. その他、特記事項があれば記入のこと。

和歌山大学家計急変奨学金貸与決定通知書

1. 奨学金貸与決定者氏名：

2. 貸与金額： 円

3. 貸与条件

貸与された奨学金は、奨学金の交付を受けた翌月から卒業後3年以内の間に、本人が提出した別紙様式4に記載の返還計画に基づき、完了するものとする。

ただし次の各号の一に該当するときは、直ちに残額の返還を求めることがある。

- (1) 病等により成業の見込みがなくなったとき
- (2) 退学・休学したとき
- (3) 本学学則に規定する懲戒等の処分を受けたとき
- (4) 虚偽の申告により不正受給が判明したとき
- (5) その他奨学生として適当でない事実があったとき

年 月 日

和歌山大学長

(別紙様式3)



家計急変奨学金 (返還誓約書)

借用金額 _____ 円

私は、和歌山大学家計急変奨学金を上記金額のとおり借用いたしました。
つきましては、下記返還計画書のとおり返還することを誓約します。

年 月 日

和歌山大学長 殿

本人 現住所:

氏名(自署):

連帯保証人 現住所:

氏名(自署):

返還計画書

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
円	円	円	円	円	円

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
円	円	円	円	円	円

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
円	円	円	円	円	円

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
円	円	円	円	円	円

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
円	円	円	円	円	円

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
円	円	円	円	円	円

年 月 日

奨 学 金 請 求 ・ 振 込 依 頼 書

一金 _____ 円也

年度和歌山大学家計急変奨学金を上記のとおり請求いたします。
なお、奨学金は下記に振込んでくださるよう併せてお願いいたします。

記

銀 行 名 等	
口 座 番 号	
届 出 住 所	
口座名義人氏名	

和歌山大学長 殿

所属学部等 _____ 年 _____

氏名(自署) _____